

調達説明書（仕様書）（入札用）

公 告 日
平成24年 1月11日

1. 件名及び内容

業務名：ミニ看護博物館にかかるシステム等設置業務委託
内容（仕様）：仕様書に記載のとおり

2. 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間

契約の日から平成24年3月30日（金）まで

(2) 履行場所

三重県立看護大学 附属図書館
津市夢が丘1丁目1番地1

3. 競争入札参加資格者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から一般競争（指名競争）入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

イ 入札参加資格確認申請時及び入札時において、「三重県物件関係落札資格停止要綱」による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。または、同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 本件と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、過去2年の間に当該契約を適正に履行し、もしくは、現在において安定した稼働を維持している実績があること。

オ 本件を履行するにあたり、必要な許認可等が必要な場合はそれを受けていること。

4. 応札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の（1）および（2）の申請書等を13③の締切日当日までに三重県立看護大学事務局総務課に提出してください。

また、ICカードの申込手続き中であって、三重県出納局に「紙入札等参加申請書」を提出し、承認を受けたものについては、同締切日時までに同課に提出をしてください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に（3）から（6）の書類を13⑥の締切日時までに提出していただきます。提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県の「三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱（以下「資格要綱」と

- いう。)」第3条第1項に定める申請書に準ずる申請書(競争入札参加資格確認申請書)
- (2) 仕様書の各システムにかかるアフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを示す書類(「アフターサービス証明書」様式2)
 - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (5) 過去2年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を示す報告書。(「納入実績報告書」様式1)
 - (6) 3の(2)オを証明する書類の写し(必要とする場合に提出)

5. 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 後述の「入札に関する注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程第11条(以下「契約事務取扱規程」という。)各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

6. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、契約事務取扱規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、契約事務取扱規程第33条第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県立看護大学事務局総務課で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の105に該当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、同県から「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、同県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12. その他

(1) 契約その他詳細は本学と協議してください。

(2) 仕様書及び入札に関する疑義、確認等は13①にある締切日時までに行うものとします。
(※FAX可。ただし回答に時間のかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせください。)

(3) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。

入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(4) 入札の参加にあたり、国内の法律、本学及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(6) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(7) その他必要な事項は、「公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程」及び三重県の「三重県会計規則」に規定することによります。

13. 期間の設定

① 質疑応答の提出締切日時

平成24年1月17日（火）13時まで

《結果回答日》

平成24年1月19日（木）までに行います。

※ 別紙「質疑応答票」により質疑を行ってください。なお、書面による質疑応答以外は受け付けません。

② 同等品申請の提出締切日時

平成24年1月17日（火）13時まで

《結果回答日》

平成24年1月19日（木）までに行います。

※ 別紙「同等品申請書」に必要事項を記載し、提出締切日時までに三重県立看護大学事務局総務課に提出してください。

③ 競争入札参加資格確認申請書等提出の締切日時

平成24年1月17日（火）13時まで

《結果通知日》

平成24年1月19日（木）までに行います。

※ 別紙「競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載し、提出締切日時までに三重県立看護大学総務課に提出してください。

④ 入札書提出の日時及び場所

第1回入札書提出日時：平成24年1月25日（水）13時10分

提出場所：三重県立看護大学 管理棟2階 大会議室

※ 郵送による入札は受け付けません。

⑤ 開札の日時及び場所

第1回入札書開札日時：平成24年1月25日（水）13時20分

開札場所：三重県立看護大学 管理棟2階 大会議室

⑥ 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

締切日時：平成24年1月27日（金）17時まで

提出場所：三重県立看護大学総務課に提出してください。

■ 入札・契約に関する事務を担当する課

三重県立看護大学 総務課 担当 川辺、山下、熊崎

電話：059-233-5601

FAX：059-233-5666

入札に関する注意事項

- 1 入札書の提出は、別添「入札書」の様式で紙により行うこととします。
なお、郵送による入札は受け付けません。
- 2 本案件の（１）は参加資格、（２）から（６）は落札資格となります。
 - （１）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
 - （３）三重県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - （４）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （５）本件と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、過去２年の間に当該契約を適正に履行し、もしくは、現在において安定した稼働を維持している実績があること。
 - （６）該当の案件を履行するにあたり、必要な許認可等が必要な場合はそれを受けていること。
- 3 落札候補者は、落札資格の確認のため、本学が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - （１）すべての県税に係る納税確認書の写し及び消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し（６ヶ月以内に発行のもの）
 - （２）２の（６）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 4 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に１０５分の１００を掛けた額）としてください。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとします。）
- 5 大学の契約担当者は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
なお、くじを引かない者がある場合は、その者の代わりに入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、再入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として３回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 8 公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程第１５条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合があります。
なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。
(無効要件)
次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
 - （１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - （２）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
(例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一条件に入札を行った場合)
 - （３）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - （４）入札に際して談合等の不正があったとき。
 - （５）入札保証金を納付する場合に、規定する額に満たないとき。

- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (9) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち、三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。
- また、契約事務取扱規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、契約事務取扱規程第33条第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- 10 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入をうけたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 12 契約締結者は、受注者が11のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 13 契約書の作成、提出については契約事務取扱規程第29条によります。
- 14 入札者が1者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 15 公告に記載がない事項については、本学の財務会計規則に定めるところによります。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」